

4 川 監 公 第 1 3 号
令和4年11月11日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和4年9月15日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

(別紙)

4川監第608号
令和4年11月11日

請求人代表者 橋本 清貴 様
ほか 74名 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和4年9月15日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書等は添付省略）のとおり、令和4年9月27日に挙行された故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬」という。）に市長及び議長が出席・参列するに際して、市長、議長及びその随行職員（以下「市長ら」という。）に公金を支出することを差し止める措置をとるよう求め、また、市長及び議長が公務として本件国葬に出席した場合は、その損害を補填すべく、支出された金額の返還を請求するよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、令和4年9月15日付けで4名の請求人らにより請求書が提出され、所定の要件を具備しているものと認め、これを受理し、監査対象局を総務企画局及び議会局とした。また、同年10月11日付けで74名が本件措置請求に係る請求人の署名を追加で提出したが、このうち71名について所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することとし、合わせて75名を本件措置請求の請求人らとした。

第2 暫定的停止の勧告について

本件措置請求においては、別紙2のとおり、請求人らから地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく暫定的停止勧告の申立てがあったが、国が行う本件国葬に市長及び議長が出席する行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により市に生ずる回復の困難な損害を避けるための緊急の必要があるとは認められないことから、暫定的停止勧告の要件を満たしていないものと判断し、これを実施しないこととした。

第3 監査の実施

1 請求人らの陳述

監査の実施にあたり、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月27日、請求人らから陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づく総務企画局及び議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人らが本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年10月27日、関係職員から陳述の

聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人らの立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙４のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

本件措置請求は、本件国葬についての公金の支出の差止めを求めるものであるが、請求人らから予備的請求として監査委員による判断が国葬儀の期日を過ぎて市長及び議会議長が公務としてこれに出席した場合には、支出された公金の損害を補填すべく、市長らに支出された金額の返還を請求するよう求めるとされていたので、令和4年9月27日に挙行された本件国葬に関して、市長及び議長の本件国葬の出席に係る費用の支出が違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査の対象とした。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人ら及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件国葬の実施の経過

ア 本件国葬の実施に関する閣議決定

令和4年7月22日の閣議において、葬儀は国において行い、故安倍晋三国葬儀と称すること、同年9月27日に日本武道館において行うこと、葬儀のため必要な経費は国費で支弁すること、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のために必要な経費は国費で支出することが決定された。

イ 政府答弁書

衆議院櫻井周議員の質問主意書に対し、同年8月15日付けの政府答弁書において、国により、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であると考えている。」

との見解が示された。また、衆議院中谷一馬議員の質問主意書に対する同日付けの政府答弁書では、内閣法制局は、本件国葬について具体的な検討は行っていないが、内閣官房及び内閣府から前記の政府見解に対する意見を求められたため、「所要の検討を行った上、意見はない旨の回答をしたところである。」と回答したことが示された。

ウ 本件国葬の実施

日本武道館において、同年9月27日午後2時から実施された。

(2) 本件国葬への出席について

ア 本件国葬に係る国等からの案内

(ア) 市長への案内

- a 令和4年8月17日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ送付された本件国葬に係るメールには、国作成の「参列者の推薦について」と題する書面が添付されており、被推薦者には「③政令指定都市の長及び同議会議長」との記載があったほか、メール本文には全国市長会より、指定都市市長全員が参列推薦されるとの連絡があり、全市長を推薦すること、出欠については事前に送付される案内状で回答をする旨の記載があった。
- b 同月30日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ、本件国葬の主催者は政府ということ、指定都市20市の推薦主体は総務省とのこと、また、案内状については、同年9月2日か同月5日に配付され、指定都市市長の案内状は、全国市長会総務部が各市の全国市長会の窓口を担当している部署に郵送することについて連絡があった。
- c 同年9月9日、市東京事務所へメールにより、全国市長会総務部名、各市長秘書ご担当者宛て「故安倍晋三国葬儀の参列について（依頼）」が、案内状サンプル及び参列回答票とともに送付された。依頼文には「内閣総理大臣より、来る9月27日（火）に開催される標記葬儀の案内状が届きましたので、本日、郵送させていただきます。つきましては、参列の可否につきまして、別添の「参列回答票」にて、9月14日（水）までにご回報くださいますよう、お願い申し上げます。」との記載があった。

サンプルの本件国葬に関する国からの案内状は、「謹啓 故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます 敬具」「日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時」「場所 日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。また、添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。なお、メール本文には、総務省より案内状を受領し、速達・簡易書留にて

郵送をした旨の記載があった。

- d 同月12日、全国市長会を通じて速達にて案内状を受領し、出席する旨を同月14日に参列回答票でメールにより回答した。

(イ) 議長への案内

- a 同年8月17日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、「内閣府故安倍晋三国葬儀事務局から、同年9月27日(火)に行われる国葬儀について参列者の推薦依頼があり、政令指定都市の議会議長(20市)については本会にてとりまとめを行うこととされている」との記載があり、「参列者推薦名簿」が添付されており、同推薦名簿をメールで同月18日午後5時までに提出するよう依頼があった。また、総務省から政令指定都市の長及び同議会議長(各20名)が参列対象となること及び内閣府から、準備を進める都合上の事務的なスケジュールなどについて記載があった。
- b 同年9月6日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、総務省から「内閣府事務局から連絡があり、最速で9月7日(水)に当省に案内状が届く予定」である旨の記載があった。
- c 同月9日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、「故安倍晋三国葬儀に関し、参列対象者宛の案内状を総務省経由で内閣府から受け取りましたので、本日、郵送」する旨の記載があり、「葬儀への出欠確認」及び「当日の緊急連絡先」を同月13日までにメールで回答するよう依頼があり、同日、全国市議会議長会あてにメールで出席する旨を回答した。
- d 同月12日、本件国葬に関する国からの案内状が届いた。案内状には、「謹啓 故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます 敬具」「日時 令和四年九月二十七日(火)午後二時」「場所 日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。また、添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。

イ 本件国葬への出欠の決定

(ア) 市長の本件国葬への出欠の決定

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で市長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、市長は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたりと判断し、出席する旨を回答した。

具体的な手続として、本件国葬は、政府が主催し、総務省より指定都市市長として

参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから公務として出席することを決定し、出席する旨、全国市長会宛て回答を行っている。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬へ出席した。

(イ) 議長の本件国葬への出欠の決定

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、議長は、議会の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと判断し、出席する旨を回答した。

具体的な手続として、本件国葬は、政府が主催し、総務省より指定都市議長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから議長公務として出席することを決定し、出席する旨、全国市議会議長会宛て回答した。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬へ出席した。

(3) 本件国葬への出席に係る公費

本件国葬に市長及び議長が出席した際に支出する公費として、移動手段として、公用車の使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行職員の時間外勤務手当が支出されている。なお、案内状に添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていることから、通常葬儀等に参列する際に支出する交際費については市長及び議長共に支出していない。

ア 市長が出席したことにより支出した公費（以下、「本件市長公費」という。）

(ア) 公用車使用に係る燃料費

川崎市特定物品等契約事務取扱要綱の規定に基づき、財政局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者から、あらかじめ決定した単価に基づき納品を受け、翌月以降にその者から受けた請求に基づき支払われる。事務の執行にあたっては、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第3条の規定に基づき、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行った。

なお、令和4年9月1日から同月30日に給油したガソリン（レギュラー）単価は1リットルあたり155円（税抜）であり、市長公用車の本件国葬への出席に係る燃料費として同年10月28日に1,568円を支出した。

(イ) 公用車使用に係る高速道路利用料金

市長公用車に係る高速道路利用料金については、庁舎管理課で契約しているETCカードについて、高速道路を利用した翌月に首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社からの各請求に基づき支払われた。事務の執行にあたっては、川崎市金銭会計規則第3条により、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管

する庁舎管理課長が行った（川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項第6号により予算執行伺の作成は省略）。

なお、本件国葬への出席に係る高速道路利用料金については、同月31日に1,720円を支出した。

(ウ)人件費（時間外勤務手当）

時間外勤務手当については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号）第9条の規定に基づき、正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、その勤務時間に応じて所属の予算より支給される。

本件国葬の市長の出席に係る随行職員の時間外勤務手当については、随行秘書及び運転手に時間外勤務が命じられ、川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年人事委員会規則第14号）第2条により、同月21日に15,336円を支出した。

なお、経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務は総務事務センター室長が行った。

イ 議長が出席したことにより支出された公費（以下、「本件議長公費」という。）

(ア)公用車使用に係る燃料費

議長公用車に係る燃料費については、前記第4の1(3)ア(ア)の手続のとおり、ガソリン代として同月28日に1,034円を支出した。

(イ)公用車使用に係る高速道路利用料金

議長公用車に係る高速道路利用料金については、前記第4の1(3)ア(イ)の手続のとおり、同月31日に960円を支出した。

(ウ)人件費（時間外勤務手当）

本件国葬の議長の出席に係る随行職員の時間外勤務手当については、随行秘書及び運転手に時間外勤務が命じられ、前記第4の1(3)ア(ウ)の手続のとおり、同21日に14,581円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 本件市長公費及び本件議長公費の支出が違法不当といえるかについて

請求人らは、本件国葬が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとし、また、本件国葬に市長及び議長が出席したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した法第2条第2項に反する違法な行為である旨主張する。

その趣旨としては、本件国葬は国が主催して挙行了たものであるため、市長もしくは議長が本件国葬に出席することが「公務に当たらない用務について公金を支出した」

といえるか、また、「本件国葬に係る公金の支出が違法である」といえるかが問題となると解される。

ところで、普通地方公共団体の事務について、法第2条第2項の規定では、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とされ、法第1条の2第1項の規定では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされている。

そこで、市長もしくは議長の本件国葬の出席及びこれに係る費用の支出が違法不当といえるかについて、以下、検討する。

ア 市長について

一般的に、地方公共団体が社会的実体を有するものとして活動していることを踏まえると、地方公共団体の長等が各種団体等の主催する会合に列席することは、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、地方公共団体の事務に含まれるものと解されている（最高裁平成18年12月1日第2小法廷判決参照）。

請求人らは、本件国葬自体が違憲・違法であることを理由に、本件国葬に市長が出席することは地方公共団体の事務に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件国葬の法的な根拠等について多種多様な意見があるところ、前記第4の1(1)イのとおり、閣議決定を根拠として国の儀式である本件国葬を行うことが内閣府設置法により可能であるとする旨の国の見解が公表され、内閣法制局においても「所要の検討を行った上、意見はない」とされていたこと、また、前記第4の1(2)ア(ア)のとおり、指定都市市長会事務局や全国市長会を通じて本件国葬の出席に関する案内がなされていたこと等の事情の下、市長は、本件国葬に出席することが地域住民の代表として国の行事に参加するもので、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたる判断して出席したものである。

そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方公共団体の役割を果たすために、行政事務一般を広く処理する権能を有していることを考慮すれば、本件国葬の実施に様々な意見があり、政治的問題として議論することがあったとしても、本件国葬に出席する行為そのものについて、地方公共団体の長として、国との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができないとか、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した場合にあたるまでとはいえず、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当である。

また、対象となった行為が普通地方公共団体の事務に当たるのであれば、市長自ら出席するか否かの判断は、市長の合理的な裁量に委ねられているといえる。

本件市長公費について検討するに、前記第4の1(3)記載のとおり、市長が本件国葬に出席することで生じた費用は、香典、供物、供花等に係る交際費を含むものではなく、公用車使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行秘書及び運転手の時間外勤務手当のみであって、市長における本件国葬の出席は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の範囲を逸脱したものとはいえず、その他、本件市長公費が違法不当であると認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、市長における本件国葬への出席は、法第2条第2項の地方公共団体の事務として、公務であると解され、そのための公用車使用等に係る費用の支出は、違法又は不当な公金の支出にあたるとはいえない。

イ 議長について

前記第4の2(1)アのとおり、本件国葬の法的な根拠等について多種多様な意見があるところ、閣議決定を根拠として国の儀式である本件国葬を行うことが内閣府設置法により可能であるとする旨の国の見解が公表され、内閣法制局においても「所要の検討を行った上、意見はない」とされていたこと、また、全国市議会議長会を通じて本件国葬の出席に関する案内がなされていたこと等の事情の下、議長は、本件国葬に出席することが地方議会の代表として国の行事に参加するもので、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたる判断して出席したものである。

そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方公共団体の役割を果たすために、行政事務一般を広く処理する権能を有していることを考慮すれば、本件国葬の実施に様々な意見があり、政治的問題として議論することがあったとしても、本件国葬に出席する行為そのものについて、地方議会の長として、国との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができないとか、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した場合にあたるまでとはいえず、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当である。

また、対象となった行為が普通地方公共団体の事務に当たるのであれば、議長自ら出席するか否かの判断は、議長の合理的な裁量に委ねられているといえる。

本件議長公費について検討するに、前記第4の1(3)記載のとおり、議長が本件国葬に出席することで生じた費用は、香典、供物、供花等に係る交際費を含むものではなく、公用車使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行秘書及び運転手の時間外勤務手当のみであって、議長における本件国葬の出席は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の範囲を逸脱したものとはいえず、その他、本件議長公費が

違法不当であると認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、議長における本件国葬への出席は、法第2条第2項の地方公共団体の事務として、公務であると解され、そのための公用車使用等に係る費用の支出は、違法又は不当な公金の支出にあたるとはいえない。

(2) 結論

以上のとおり、市長の本件国葬の出席に係る費用及び議長の本件国葬の出席に係る費用の支出は、いずれも違法又は不当な公金の支出にあたるとは認められず、請求人らの主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

川崎市職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2022年9月15日

川崎市監査委員 御中

請求人 後添「請求人」のとおり。

第1 請求の要旨

1 概要

日本国政府は、2022年9月27日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」といいます。）を挙行することを閣議決定しました（資料1）。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますから、これに川崎市長（以下「市長」といいます。）及び川崎市議会議長（以下「議長」といいます。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費が支出されることが相当な確実さをもって予測されています（秋篠宮が2020年11月8日、国事行為たる儀式「立皇嗣の礼」が皇居・宮殿で行われた際、市長に案内がきて公費で参加。本件国葬もこれに倣うことが推認される。しかも、市長は国の要請がないにも拘わらず、安倍元首相の死後、教育委員会を通じ各学校に対し弔旗の掲揚を要請している。）。

ところで、私たち請求人は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求者は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、川崎市監査委員に対して、本件国葬に市長及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止める措置をとることを求めます。

2 対象となる川崎市長及び川崎市議会議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」に関して、出席を予定している市長及び議会議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

3 本件国葬の違憲性・違法性について

(1) はじめに

本項においては、私たち請求者が、なぜ本件国葬が違憲・違法であるか、という点について述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べます（(2)）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が挙行されるに至った経緯を述べ（(3)）、本件国葬が日本国憲法に照らして違憲であること（(4)）及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（(5)）について述べます。

(2) 「国葬」が持つ歴史的政治的意味について

そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのでしょうか。

日本最初の国葬は、1883年に行われた、岩倉具視の葬儀ですが、その原型は、さらに5年前の大久保利通の葬儀だと言われています。大久保家の葬儀でしたが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣しています。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われています。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆らうことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしたものでした（資料2〈宮間純一氏の新聞記事〉）。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」（資料3）からも読み取れます。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬とするとうえで（同令1条、2条）、皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていました（同令3条）。

「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味します。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経たうえで決定されることになっていました。つまり、「國家ニ偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていました。

また、国葬令4条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服することを義務付けていました。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになるのです。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じています。ほとんどの国葬は東京で行われたようですが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遥祭が営まれるようになり、その葬儀の場になかった人たちも間接的に「國家ニ偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていったのです（資料4〈国葬の成立3・4頁〉）

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、大日本帝国海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将です。これは、国民の戦意高揚をもたらしました。山本は、1943年4月18日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死しましたが、その死はしばらくの間公表されることはありませんでした。しかし、5月21日に大本営からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められました。当時の新聞報道（資料5）は次のようなものです。

情報局発表（昭和一八年五月二十一日午後五時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令長官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勲位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙らせれ、薨去に付特に国葬を賜ふ旨仰出さる

同年六月五日に行われた国葬に際しては、東条英機首相は「元帥の闘志を継げ」と国民を激励しました。

また、全国民が喪に服することとされ、午前10時15分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていました。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入しているのです。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあったと考えられます。

国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、失効していません。その理由は、日本国憲法の基本原理と両立しないからです。そのため、現在の日本において、国を挙げて行なう公葬を規定する法は存在しません。

地方公共団体においても、1946年11月1日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、1951年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、1989年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の2回があり、皇室以外では、1967年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われています。もっとも、首相経験者については、その後も国葬が検討されたようですが、根拠法令がないとのことで実行されず、ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相を含め、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われています。

(3) 本件国葬の挙行に至る経緯

本件国葬が挙行されるに至った経過は、次の通りです。

2022年7月8日午前、同月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後亡くなりました。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」といいます。）は、2022年7月22日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました（資料1）。岸田首相によると、安倍氏について国葬を行うことについて、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であること、と説明しています（資料6）。

(4) 本件国葬の違憲性について

ア 日本国憲法の根底にある個人主義（individualism）

私たちが、今回の監査請求をするにあたり、もっとも重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということです。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定していま

す。これは、私たちの社会を考える上で、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからです。私たちを取り巻く社会的関係の一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その個人一人ひとは自由で平等であるという前提が共有されていなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者にたいし、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということが大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいます。この反対概念は全体主義ということになります。

イ 憲法14条違反

このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいえない状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他者とのかかわりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということです。このことを宣言したのが、憲法14条です。

この憲法14条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。むしろ、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍氏の政権運営には否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まる場所ではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものです。

ウ 憲法19条違反

先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

岸田首相は、7月14日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、8月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています（資料7）。

すなわち、「国葬」という形式を取ることは、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにはほかなりません。そのために、本件国葬当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間問わず行われ、またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏についても、7月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。）。

野党や国民多数の本件国葬反対の声を受けて、岸田首相は、8月31日の記者会見で、黙とうや弔旗の掲揚といった弔意表明について「閣議了解は行わず、地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」と説明し、そのうえで「各府省における弔意表明については、葬儀委員長決定とし、弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙とうをすとした」と述べました。しかし、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの主張と矛盾しており、それ以上に「国葬」という国家行事であることと矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であること有形無形の圧力がかかることを否定することはできません（資料8）。

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な営為であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法19条に反するものです。

エ 憲法20条・89条違反

安倍氏国葬は憲法20条や89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法20条1項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、2項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつくことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえませんでした。そこで日本国憲法20条1項後段、3項や89条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつくことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

安倍氏国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表するために行われるものです。岸田文雄首相は、2022年7月14日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。

本件国葬は、「国」として故安倍晋三元内閣総理大臣を追悼し、故安倍氏に弔

意を示す儀式です。追悼とは故人の生前を思い返してその死を悲しむことであり、弔意とは故人が亡くなったことによる自分の悲しみ・弔いの気持ちを意味します。いずれにせよ、国民一人ひとりの内心に深く関わり、人それぞれであり、宗教的側面と切り離すことができません。

本件国葬を決めた同年7月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教的な意味合いをもった行為であることに変わりはありません。

日本国憲法20条3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の市長等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法20条3項に反するものであり、許されないことです。

オ 憲法21条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

儀式の価値は、外形にあらわれた荘厳な形式によって発揮されると言われることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間問わず行われることが強く予想されます。

前述のとおり、岸田首相は、「地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」としていますが、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの説明と矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であることを否定することはできません（資料8）。

「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要があります。「要請」はしないと言いながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表明行為です。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が明示的にあるか否かに拘わらず、「事実上の要請」が官民間問わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法21条が保障する表現の自由が侵害されることになります。

(5) 本件国葬の違法性について

ア 行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、今回の国葬は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることと閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

大日本帝国憲法の下においては、国家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・プリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられることになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法73条1号）にあるというべきです。そのため、行政権を発動するためには、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえればわかりやすいでしょう。

行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはなりません。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

イ 内閣府設置法を根拠にするという詭弁

本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないという厳しい指摘がなされてきました。先の述べた通り、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていましたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した法律が内閣府設置法です。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「国の儀式」が挙げられていると云うのです。

たしかに、内閣府設置法第4条第3項第33号をみると、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）」とあります。

しかしながら、この説明は詭弁にすぎません。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第1条前段）とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからです。先に確認した通り、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするものです。内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなりえません。

この内閣府設置法にいう「国の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（日本国憲法第7条第10号）が念頭に置かれています。この「儀式」の行政作用法の1つとして、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第25条に規定されています。今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置づけにあると言い難いことは明らかです。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかなく、違法な行政行為と言わざるを得ないものです。

4 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬に地方公共団体の市長等が出席したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に反します。

地方自治法2条2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法92条に基づく規定です。

そこで、問題は地方公共団体の市長らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされますが、本件国葬に市長らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえますが、本件国葬に市長らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しません。

仮に、本件国葬に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」されていること（地方自治法1条の2第1項）から、法律や政令に基づく「事務」に直接該当しなくても、なお独自に地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるという議論もありえます。

しかし、国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、やはり、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきです。

このように検討してみると、本件国葬に市長らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した地方自治法2条2項に反する違法な行為であることは明らかです。

5 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

(1) はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考えてもいなかった言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあぐりと開けて驚きあきれている姿です。規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かびますが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると、多くの国民が思っています。そのこと自体が、国を挙げて追悼すべきことか（不当性）という問い掛けにほかなりません。

(2) 国民生活の困窮－賃金は全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の8年8か月」です。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最長期間その場にいた者の国民に対する責任が問われなければなりません。

実は、日本は20数年にわたり、労働者の実質賃金は全く上がっていません。〇

E C D 諸国は概ね 1.5 倍以上になっているのに、ひとり日本だけ下がっているのです。大企業はアベノミクスの恩恵を受け、史上最高益を稼ぎ出してきた一方で、労働者は「国際競争力強化」を口実に低賃金を強いられ、労働市場の非正規化が急速に進んだのです。この最大の責任者が安倍元首相です。

安倍元首相がしたことは、国民の貴重な年金財源を取り崩し、これを大企業の株価安定のために投資し続けたことです。従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてました。このようなやり方で日本経済が再生するはずはなく、実質経済はガタガタです。多くの国民にとって生活水準は低下する一方です。安倍元首相に「経済の功績」など認めることはできません。

(3) 権力の私物化ー「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミミッチイ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われました。

「国葬」になる様な人は、このような違法はもちろん、人格的倫理性に傷がつく事実があれば、初めから候補にならないはずです。死亡した銃撃事件で明らかになった旧統一協会との関係も然りです。

岸田首相はこの「安倍元首相」の追悼で何を遺すつもりなのでしょう。

(4) 「民主主義」と「憲法秩序」の破壊

ア 教育基本法の改悪

2006年第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪でした。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもつと言われた法律です。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られました。

ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除しました。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いています。

安倍元首相は、ここで、教育に関する「憲法改悪」を断行したのです。

その結果、ユニセフ「レポートカード16」（2020年）によれば、日本の子供の精神的幸福度は先進国38か国中37位という状況になっています。

イ 安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の「罪」は、集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」を強制採決したことです。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける

危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地ならびに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争が始まることになりかねません。安倍元首相は、ここで、「専守防衛」の憲法9条の政府解釈を変える「実質改憲」を断行したのです。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡しました。

思い起こせば、集団的自衛権行使を認める閣議決定を行なった2014年4月、安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」と言いました。民族主義者でなくとも日本国民の名誉と誇りに傷つけ、戦争国家への道筋をつけた総理でもありました。

岸田首相は、これも実績として「追悼」するのでしょうか。

(5) 世論の多数を占める反対の声

国葬の不当性については、下記新聞・テレビ等の様々なメディアの調査のとおり、いずれも反対の声が世論の多数を占めることから明らかです。

記

【】内は調査期間で、いずれも2022年です。

NHK【9月9日～同月11日】評価する32%・評価しない57%

(資料9-1)

朝日新聞【9月10日～同月11日】納得できる23%・納得できない64%

(資料9-2)

読売新聞【9月2日～同月4日】評価する38%・評価しない56%

(資料9-3)

JNN【9月3日～同月4日】賛成38%・反対51%

(資料9-4)

産経新聞・FNN【8月20日～同月21日】賛成40.8%・反対51.1%

(資料9-5)

毎日新聞【8月20日～同月21日】賛成30%・反対53%

(資料9-6)

時事通信【8月5日～同月8日】賛成30.5%・反対47.3%

(資料9-7)

以上

上記のとおり、国葬に関する世論調査においては、評価しない・納得できない・反対等の声が評価する・納得できる・賛成等の声を大きく上回り、世論の過半数を占めています。加えて、調査期間をふまえると世論の国葬への反対の声は日に日に高まっていることが見て取れます。

国民の声を踏まえても、国葬の実施の不当性は明らかです。

(6) 巻き起こる反対の声

更に、全国で様々な形で、本件国葬に反対する動きが加速しています。

本件監査請求と同様の住民監査請求は、既に北海道、大阪、京都、兵庫、長野、広島、沖縄の7道府県で請求されており、また、本件国葬に関する公費支出の差し止め仮処分申立てが東京、埼玉、大阪、横浜で申し立てられ、差し止め請求訴訟も東京、埼玉、横浜で提訴されています。本件国葬に反対する署名は短期間で40万筆

を超えなお増え続けています（資料10）。地方自治体の首長が本件国葬に出席しない旨の意思表示も相次いでいます（資料11）。神奈川県においても、葉山町議会は本件国葬に反対する意見書を可決し（資料12）鎌倉市議会は本件国葬の撤回を求める意見書を可決しました（資料13）。本件国葬実施の不当性は国民多数の認めるところとなっているのです。

(7) 小括

以上に述べたとおり、安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものです。仮に百歩譲って「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、今後起こり得るアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大、米軍との戦争遂行などの日本の行く末を考えたとき、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかありません。

6 結論

よって、私たち請求人は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件国葬に川崎市長及び川崎市議会議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

【予備的請求】

本監査請求は、2022年9月27日に実施予定の故安倍晋三国葬儀についての、公金の支出差止請求ですが、監査委員による判断が同期日を過ぎてしまい、川崎市長及び川崎市議会議長が公務としてこれに出席した場合には、これに要する旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金支出は、違法または不当な財務会計行為がなされ、市民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、川崎市長らに支出された金額の返還を請求するよう求めます。

第2 請求者

別紙のとおりです。

なお、請求人一覧を添付し、請求人代表者を橋本清貴とします。本件に関する連絡は別紙請求人一覧に記載の代理人宛になさるようお願いいたします。

第3 事実証明書

別紙のとおりです。

暫定的な停止勧告の申し立て

2022年9月15日

川崎市監査委員御中

請求人代表者 橋本清貴

第1 申立ての趣旨

請求人らは、貴監査委員に対して、政府が2022（令和4）年9月27日に東京都内で実施することを決定した安倍晋三元首相の国葬（以下「本件国葬」といいます。）にあたり、川崎市市長（以下「市長」といいます。）及び川崎市議会議長（以下「議長」といいます。）の出席並びにこれに随行する川崎市職員の派遣（以下「市長等の派遣」といいます。）に関し、これらに要する費用（以下「市長等の派遣費用」といいます。）について、市長（議会費については議長）に対して支出の差止を勧告することを求め、地方自治法第242条の2第1項1号に基づく請求を行ないました。

これに対して、勧告手続が終了するまでの間、同法242条第4項に基づいて当該行為を暫定的に停止すべきことを川崎市市長に勧告することを求めます。

第2 申立ての理由

1 市長等の派遣行為が違憲ないし違法であることの相当な理由

(1) 実質的理由

市長等の派遣が違憲ないし違法であること、従ってこれに伴う市民の税金の支出も違憲ないし違法であることは、措置請求書の「請求の要旨」に記載したとおりです。

しかも、主権者の平等や思想・信条の自由など、重要な基本的人権の侵害を伴うものであり、その違憲ないし違法の程度も重大です。

(2) 手続的理由

本件国葬について、政府は内閣設置法に基づく「内閣の事務」（憲法第73条）として行なうとしますが、地方公共団体において首長等が国葬に出席したり弔意を表わす行為は、地方公共団体が独自に行なう「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」（憲法94条）行為にほかなりません。すなわち、地方公共団体が自主的に判断することであり、とりわけ違憲ないし違法が問われるような問題は、慎重に審議され検討されなければなりません。

ところが、市議会において、本件国葬が違憲・違法なものであることを前提に本件国葬への出席の有無を質問された市長は「現在検討中でございますが、適切に判断して参りたいと存じます」等と答弁するばかりであり、違憲・違法である点については全く答弁すらなく、およそ十分な審理を行ったといえる状態ではありません（資料14）。

2 回復の困難な損害を避けるため緊急の必要あること

前記1（1）（2）で述べたとおり、市議会において十分な審議することもなく

本件国葬への出席・公費の支出を強行することは、地方行政の法（憲法）適合性及び公費支出の適法性確保について取り返しのつかない回復困難な損害を与える可能性があります。

- 3 暫定的に停止することにより、人の生命又は身体に対する重大な危害の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれも存在しません。

第3 結論

以上より、申し立ての趣旨記載のと通りの勧告を求めます。

以上

請求人の陳述（要旨）

それでは初めに、請求人代理人から意見を述べる。

まず初めに、もう既に御存じのとおり、私たちがこの住民監査請求を出した後に、残念なことに今回の安倍晋三元首相の国葬儀は強行されることになってしまったということは極めて遺憾だと思っている。全国の主要な10の世論調査でも、全て反対が賛成を大きく上回っている中で強行で、その結果、招待者の4割は参列せず、県知事4名、政令市の市長1名が欠席し、全国のほとんどの市町村、学校において弔意を表することもされないという状態であった。また、G7、それから国連常任理事国の現役首脳への参加はゼロということで、岸田首相がおっしゃっていた本件国葬の意義として掲げた弔問外交も、その外交の内容以前に、もう破綻してしまっただけで過言ではない状態だったと思う。その意味においても、このような国葬に、今回、川崎市長及び川崎市議会議長が参列したということの不当性は明白なのではないだろうかというふうに思っている。

では引き続き、今回の請求について、その要旨を述べる。

既に請求書を提出したところであるけれども、まず、最も大きいところは、戦前は国葬令というものがあって、国葬が法的根拠を持って行われていたということになっているが、その中に国葬の本質というものが大きく現れていたんだと思う。戦前の国葬というのは何であったのか。国葬令を見れば分かるように、国家に偉功ある者が、天皇の思召しをもって、天皇の命令によって内閣の主導で実施される、それが国葬であった。現実に国葬された人たちの状況を見ても、まさに戦争遂行のために国葬が行われた、初めての平民であった山本五十六海軍大将など、戦争の遂行のために利用されていたという経緯があったと思っている。

戦後、国葬令は日本国憲法の施行に伴って失効することになる。それは、戦前の国葬というものが、まさに天皇主権の下で、天皇が誰を国葬にするかを選び、そして天皇に忠誠を尽くした、その人たちを国葬するというものだったからこそ、そして戦前の大日本帝国憲法下では、法律の留保の下で、人権が保障されていないという状況の中だったからこそ許された国葬が、日本国憲法の基本原理と両立しないという形で失効することになったということが経緯である。

同時に、地方公共団体においても、内務文部次官の通達で、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うということは、政教分離の観点から全面的に禁止されるということになった。その意味では、こうした国葬、今回の国葬儀についても、そうした宗教性を伴う慰霊行為であることは明らかであり、このような国葬に参加することは許されない、法的根拠を失ったというふうに考えている。

その点において、この後述べるように、法令に違反すると同時に憲法に違反する、このような今回の国葬は許されなかったんだと思う。

この後、岸田首相が閣議決定という形で、国会にも諮らず強行した今回の国葬について、違憲性について述べていきたい。

請求書5ページ(4)以降の本件国葬の違憲性に関する点、口頭で補足したいと思う。

違憲性について5点挙げている。

まず第1点、個人主義に反するというところである。

憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。」というふうに規定しており、この社会は、何よりもまず我々一人一人がひとしく尊重されるべき存在であるというところを大前提としている。これを個人主義と呼ぶけれども、それと異なって、この反対概念は全体主義というふうになるけれども、個人を尊重しない、特定の個人のみを尊重するというところについては、まさに今回、国葬で行われたところであって、これこそが個人主義に対する違反であるというふうに考えている。

続いて、6ページ目以降の憲法14条違反の点である。

憲法14条は個人の平等を定めており、今回の安倍氏に対する国葬は、日本国として安倍氏のみを特別扱いにして、国の費用、税金から成る国費において葬儀をするという。これは当然かと思うけれども、請求人の我々、代理人の我々も、今この場に居るあなた方も、全員、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれる、こんなことはない。どうして安倍さんのみが国葬の対象になるのか、政府は納得のいく説明をしていない。憲政史上最長の首相在任期間であるとか、凶弾に倒れたとか、様々な理由を縷々述べているようではあるけれども、他方で、その長期政権の中で政治の私物化を追及される、モリカケ問題等々、というところで、安倍さんの政権運営については否定的な評価もたくさんある。この否定的評価に対して、首相の座こそ降りたものの現職の国会議員であって、その否定的な評価に関して責任を追及されるべき立場というところは変わらない。そういった中で、否定的な評価も含まれる中で、国家として安倍さんのみに対して葬儀を行うというのは、あまりにも安倍さんの特別扱いが過ぎ、そして、これに対する合理的な説明も一切されていないというところで、個人の平等という基本的な大原則に正面から反しているというところが2点目の大きな点である。

3点目として、憲法19条違反について挙げている。

憲法19条、御存じのとおり、思想良心の自由を定めており、内心にわたる限りについては、どんな思想であっても、もちろん尊重されるべきというところである。

これについて岸田首相は、本年7月14日の記者会見において、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示すとした上で、さらに同じく8月10日の記者会見においては、国葬について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だというふうに説明している。これは資料7等にも書いてあるとおりである。

つまり、国葬という形、形式を取ることは、国を挙げて故人を悼み追悼して、一定の弔意なり、決意や気持ちを示すというところが岸田首相の記者会見からは透けて見える。実際に本件国葬が行われた当日、前日も含めて、弔旗の掲揚や黙禱の要請というものが官民間わらず行われたし、マスコミにおいても本件国葬一色の報道となっていた。

他方で、故人に対して追悼の念を抱くかどうかというところについては、本来極めて個人的な営為であって、とりわけ首相経験者である故人に対するそれは、尊重されるべき個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根差す行為だと言わざるを得ない。国葬は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼というものを、亡くなった方に対する敬意や弔意、これを持っていない方に対しても含めて、国中の人々全員に強いるものであるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法19条に反するというところが3点目の主

張である。本来追悼というものをしたくない人にも対して、国全体を挙げて追悼をせよ、つまり、あなたの心の中でもしっかり追悼しなさいというメッセージにほかならない。

4点目に、憲法20条・89条違反、政教分離原則に違反している。

まず、憲法20条1項前段においては、信教の自由は何人に対しても保障するというふうになっている。さらに、内心のみならず、同じく2項は、何人も、宗教上の行為、これを強制されないというふうになっている。そして、こういった宗教と国家が結びつくことの危険性は、先の世界大戦においても証明されているところで、この反省を生かして、日本国憲法は、さらに、自由を保障するためのみならず、政教分離原則を見いだしている。憲法20条1項後段、3項、そして89条は、政教分離原則に基づいて、国と宗教が結びついてはならないということを定めており、政教分離原則によって、間接的に信教の自由の保障を制度として確保しようというところである。

先ほども述べたけれども、本件国葬は、安倍さんに対して哀悼や追悼の意を表する、このために行われるというふうに説明されている。もちろん、この国葬については、政府側の説明では、形式としては無宗教であると説明されているけれども、ただ、これは、あくまで既存の宗教団体の方式を踏襲しない、つまり、仏教式でない、キリスト教式でない、特定の宗教団体の形式を踏襲しないというだけにすぎず、葬儀をするという、つまり霊的なものを悼むという宗教的な意味合いというものは全く薄れない。無宗教であるからといって宗教性が薄れないということは全くない。なので、国が主催して本件国葬を執行して、地方公共団体の知事がこれに参列して公金支出をするというところは、まさしく先ほど述べた政教分離原則に反するものであると言わざるを得ない。

最後に、表現の自由、憲法21条違反、9ページの終わりから述べている。

先ほども述べたけれども、本件国葬については、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうにされて、これについては、国家の意思としての事実上の要請であるというところは否定できない。そのように、国葬が故人に対する敬意と弔意を国全体として表す、そういう儀式であるためには、国葬の会場になった日本武道館にとどまらず、国全体でこういった弔意の表明というものが行き渡っている必要があると考えざるを得ない。岸田首相は、敬意、弔意の表明等の要請はしないと表面上は言っているけれども、実際にそういった敬意と弔意を国全体として表す、そのための儀式として完成するためには、安倍さんに対する敬意と弔意、これを表明することの、有形無形にかかわらず様々な圧力が生じるということは言わざるを得ない。そして、追悼の念を表明するということは、ある種の表現活動であって、弔旗の掲揚、また黙禱というものは、そういった意思表示、これの具体的な行為である。

憲法21条は、表現の自由、これを保障しているけれども、何を表現するか、これも個人の自由であると。これをさらに裏返すと、何を表現しないかというところについても、憲法21条、これが保障しているけれども、先ほど述べたとおり、国葬実施に際して、こういった事実上の要請、官民間わらず行われて、有形無形、様々な圧力をかけられるというところで、弔意を表明しない自由というものも侵害していると言わざるを得ず、憲法21条が保障する表現の自由は侵害されているということになる。

そのため、このような5つの違憲性を備えており、本件国葬は、まず大前提として違憲であって許されないということである。

続いて、先ほどちょっと頭出しでも話したけれども、本件国葬の違法性について述べさせていただきます。

本件国葬は、内閣総理大臣を実行委員長として、実務機関を内閣府に置いて行われる国葬儀であって、まさに本件国葬儀が国の行政行為の一つであるということは明らかだと思ふ。

戦前の大日本帝国憲法下では、国家権力の全てを統帥する天皇という存在があり、天皇は、ある意味、行政権をアプリオリに独占しているものであって、法に先立つ存在だった。だから、仮に法律がないとしても、その行政権の行使は許されていた。それに対して日本国憲法においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限が与えられて初めて行政権が行使できる。行政というのは、そういう意味で、本質において法律を誠実に施行すること、憲法73条に規定されているとおりでけれども、これが行政の本質である。

そうすると、行政権を発動するためには、その法律を執行する機関をつくる根拠となる行政組織法、どういうところがやれるかということ、それと具体的に行政活動を営む際の手続の要件とか活動の内容を規定する行政作用法、この2つが必要となる。今流の言葉で言えば、行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアということになるわけで、このいずれもがなければ行政活動というのは本来できない。その点において、行政権は法律による授権なしに行われるとすれば、まさに私人の権利義務に法律の根拠なく権力が影響を与えるというものになってしまう。まさに人による行政になってしまうということである。

ところで、今回、岸田首相は、内閣府設置法がこれの根拠になるんだということを述べている。その根拠として言っているのは、内閣府設置法の中で、内閣府の所管事項として国の儀式が挙げられているということを行っている。しかし、これは全くの詭弁で、儀式を行うことができますということと、それがどういう儀式であるのか、どういう手続で行われることになるのかということの行政作用法の部分、つまり、先ほどで言う国葬を実施するためのソフトウェア部分についての法律は全くない。その意味では、行政組織法である内閣府設置法をもって法的根拠と言うことはできない。

現在の日本で国葬についての行政作用法の部分、儀式の部分を持っているのは皇室典範だけで、その意味では、天皇が亡くなられたときの大喪の礼、これについては法的根拠を持ったものとして、違法な存在とは言うことはできない。他方、今回の国葬儀については何ら法的根拠がないということである。

これに対して、地方自治法は、法律又はこれに基づく政令により処理されるものということになっており、基本的に憲法92条に基づく住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする、そうした活動だけができるということになっている。その場合、地方公共団体の事務を執行していくことになるわけだけれども、事務と言われるためには、まず法律、法令に基づくということが必要である。ところが、今回の国葬に出席するに当たるところの法律あるいは政令というものは存在しない。

他方、それ以外の、仮に法律、政令の直接の明文規定がない場合であるけれども、その場合については、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うということを言われている点から、その

点に該当する場合、その場合にのみ事務として遂行することが可能だというふうに考えられる。この点、国葬への出席というのは、住民の福祉の増進を図る、あるいは自主的かつ総合的と言われているけれども、その中身に具体的に該当するものがない。その意味では、まさに今回の国葬に市長及び議長が出席した行為というのは、地方自治の本旨を具体化した地方自治法2条2項に反する違法な行為であると考えざるを得ないというふうに思っている。

引き続き、住民監査請求なので、不当性の問題について述べさせていただきたい。順次述べていく。

私は、全川崎地域労働組合で執行委員をやっており、当労組は、困窮して相談に訪れる方々が多く在籍する労働組合である。したがって、組合員の多くは非正規労働者であり、雇用環境の酷さを日々目の当たりにしている。決して自己責任で片づけられるものではない。組合員は、アベノミクスに代表される新自由主義経済の犠牲者である。アベノミクスを発動した安倍元首相の国葬になぜ反対するのか、そして反対する国葬に川崎市が市予算を使うことになぜ反対するのかを陳述する。

反対の基本スタンスは、安倍元首相の政治や政策での評価ではない。安倍元首相の政治生活から見えた人間としての卑怯な振る舞いにある。2例を述べる。

1つは、NHK、従軍慰安婦問題への介入時の振る舞いで、介入の経過は広く知れ渡っている。従軍慰安婦制度の責任追及をテーマにNHKが2001年1月に放送した「戦争をどう裁くか」の第2回、裁かれた戦時性暴力の内容が放送直前に大幅に変更されたのは、当時、官房副長官だった安倍氏らがNHK上層部を呼びつけ、一方的な放送をするな、公平で客観的な番組にするように、それができないならやめてしまえとか、公平公正にやれと圧力をかけたことによる。事が暴露した後の釈明会見で、安倍元首相は、自分の信念を吐露すればいいのに、左翼系の弁護士が介入して変質したからだとか、ありもしない論点を持ち出して批判をはぐらかした。レッテル貼りと印象操作を行ったもので、卑怯な行為である。政治信念の徒である政治家なら信念を述べればよかつたはずである。

森友学園問題でも卑怯な振る舞いをしている。安倍元首相は、私や妻が関係していたということになれば総理大臣も国会議員も辞めるという答弁の後、佐川氏が、交渉記録はなく、面会などの記憶も残っていないというそをついたことがこの事件の始まりで、この問題でも安倍元首相は部下に責任を取らせて、結果、大阪財務局の赤木さんは自死するという悲惨な出来事が起こった。

以上から、国民が哀悼すべき人物像は安倍元首相ではない。アフガンでの人道支援を続け、凶弾に倒れたペシャワール会の中村医師であり、森友問題で改ざんにより自死をした赤木さんである。国葬として、国民がひとしく哀悼の念を示す国葬に安倍元首相がふさわしいとは思えない。私の税金の一部を使用することは認めることができない。

私の陳述をさせていただく。

安倍氏は、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を掲げた。しかし、現在、労働者の賃金は上昇せず、社会保障の年金は下がるばかりで、到底安倍氏の実績を評価することはできない。特に、生活の困窮により女性の自殺者は増え、シングルマザーは生活が立ち行かず、貧困が大きく広がっている。先日、私たちが行った生活相談ホットラインでは、電話が鳴りつ

放しだった。安倍氏が行った政策の失敗であるアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大を考えると、安倍氏の国葬を評価できず、国民の平等の観点から違憲であると私は考える。

ちなみに、この国葬が終わった後に、世論調査の中で、多数が、この国葬をやったことが適当であったかどうかということについて、不適当であったという意見が圧倒しているということも、私たちが今回、このような監査請求を上げさせていただいた国葬の不当性を国民レベルで明らかにしているものだろうというふうに考えている。文字どおり、川崎市長及び川崎市議会議長が公金を使って今回の国葬に出席されたこと、そのことの公費の支出は違法・違憲であり、かつ不当なものであったということで、既に使用されたものについては返還されるべきものであるというふうに考える。

結局、これだけ国民の反対が多い中で、国会も通さず、こうした国葬儀を強行していくという今日のやり方、そのことに、特に地方自治体が地方自治の本旨に基づいて地方自治を行っていくという意味は、国家の中において、そうした国家の暴走を、それぞれの地方自治体が、それぞれ憲法に基づいてその在り方を判断して相互に抑制していく、そういう機能を担っているものだと思う。

現実に今回は地方自治体の市長の方でも、知事の方、先ほど言ったように政令市でも出席されない方もいた。また、県内でもありましたけれども、市議会等で反対の意思を表明される方もあった。その中であって、川崎市長及び市議会議長が、この後、説明があるのでしようけれども、いずれにしても、私どもから見ると、そうしたことについての十分な検討をされず、公費を使って出席されたということが極めて遺憾だと。遺憾であるだけではなくて、やはりこれは監査請求に該当するものであるというふうに考えている。

様々な主張もあるようだけれども、我々としても、やはり声を大にして伝えたいのは違憲性に加えて違法性というところで、違法性、そもそも法律自体に準拠していないというところが一番大きいと思っている。一説によれば、閣議決定等々があるからお墨つきがあるという主張もあるようだけれども、閣議決定は全く何らの法的根拠にならないというところは重要視していただきたいと思っている。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

先ほど、請求人の主張を伺い、内容については、本件国葬儀が日本国憲法に照らして違憲であることということ、本件国葬儀を実施するについて、法的根拠がない違法な政治活動であることから、関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出であるという主張だったと思う。それについて、住民監査請求に対する市の考え方ということで説明させていただく。

まず、住民監査請求書記載事項に対する市の認識についてで、請求書の記載によれば、請求の趣旨として、請求人は、令和4年9月27日に行われた故安倍晋三国葬儀が違憲・違法なものとして、監査委員に対して、川崎市長及び川崎市議会議長が、本件国葬儀に参列するに際して公金を支出することを差し止める措置を求めたものと考えている。

請求書に記載された論点について、本市の考え方を整理した上で、市長及び議長の本件国葬儀への出席並びに本件公金の支出は違法又は不当ではないということを説明する。

まず、事実経過で、1つ目として、本件国葬儀の実施については、令和4年7月22日に閣議決定され、同年9月27日、日本武道館で執り行われることとなり、松野官房長官は、同日の記者会見で「無宗教形式で、かつ簡素厳粛に行う」、「国葬儀は儀式として実施されるものであり、国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではないことはこれまでも申し上げてきたとおりであります」と述べた。

首相官邸ホームページに掲載されている岸田内閣総理大臣記者会見、7月14日の会見録には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。」との記載がある。なお、内閣府設置法第4条第3項第33号には、内閣府の司る事務として、国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関する事が掲げられている。

また、首相官邸ホームページに掲載されている官房長官記者会見、9月6日の会見録には、本件国葬儀の流れについて、葬儀委員長が決定したとの記載がある。

本件国葬儀に必要な経費については、令和4年8月26日の閣議において、令和4年度一般会計予備費を使用することが決定され、首相官邸ホームページに掲載されている官房長官記者会見、同日の会見録には、「予備費の使用額は、令和2年に行われた中曽根元総理の内閣・自由民主党合同葬から約5,700万円増の約2億4,900万円となります」との記載がある。

また、官房長官記者会見、9月6日の会見録には、「予備費で賄うこととした式典関係の経費2.49億円以外に、警備費や海外要人の接遇に要する経費などが必要となる見込みであること、丁寧な説明を尽くすことという観点に加え、海外から190以上の代表団が参列し、その中で特別の接遇を要する首脳級等の代表団の数が50程度と見込まれることから、これを仮定するとともに、そうした要人が多数集まる行事に対する警備体制を一

定の規模で仮定すること等により、あえて現時点での経費の見込みをお示ししたい。警備・接遇等の経費については、過去の合同葬と同様に、既に成立をしている今年度予算の中で対応する」との記載があり、併せて警備に要する経費として8億円程度、海外要人の接遇に要する経費として6億円程度、接遇要員として一時帰国させる在外公館職員の出張のための旅費として1億円程度、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等として0.1億円程度と見込まれている旨の記載がある。

次に、令和4年9月8日に行われた衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣は、冒頭で、本件国葬儀実施の理由として、「憲政史上最長の8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと」、「大きな実績を様々な分野で残したこと」、「各国で様々な形で、国全体を巻き込んだ敬意と弔意が表明されていること、民主主義の根幹たる選挙運動中での非業の死であること等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断し、7月22日、故安倍晋三国葬儀の執行を閣議決定いたしました。国として葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節をもってお応えするとともに、国葬儀の機会に来日される各国要人と集中的に会談を行い、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかり受け継ぎ、発展させるという意思を内外に示してまいります。」と述べた。

また、「国葬儀について、その理由ですとか、あるいは法的根拠ですとか、そして予算、執り行い方、こうしたことを丁寧に説明することと併せて、引き続き政府の考え方全体をしっかりと説明していく、こうした努力は重要」である旨述べた。また、「国民にさらなる義務を課するとか、何か行為を強制するというのではない限り、具体的な法律は必要ないという学説に基づいて、政府としても、今回の件についてしっかり考えている」旨、述べた。

次に、本件国葬儀の実施状況については、政府は当初、参列者は約6,000人と見込んでいたが、最終的な参列者は4,170人であった。会場近くの九段坂公園に設けられた一般向けの献花会場には2万5,000人を超える方が献花をした。秋篠宮御夫妻ら7人の皇族方が国葬儀に参列をした。天皇、皇后両陛下と上皇御夫妻は、慣例に従って使者を派遣された。海外からは218の国や地域、国際機関の代表者734人が参列した。

アメリカからは、初来日となったハリス副大統領、オーストラリアからはアンソニー・アルバニー首相、インドからはナレンドラ・モディ首相、シンガポールからはリー・シェンロン首相が参列し、安倍氏が提唱した日米豪印の枠組みクアッドのメンバー国からは首脳級が参列した。そのほか、親交のあったイギリスのテリーザ・メイ元首相やフランスのニコラ・サルコジ元大統領らも参列した。岸田首相は、国葬儀の前後に活発な弔問外交を行い、各国と連携強化を確認した。東京・元赤坂の迎賓館で海外の要人から個別に弔意を受ける機会も設け、26日から28日までの3日間で30か国以上の首脳級と個別に会談した。

本件国葬儀に係る国等からの案内について、まず市長への案内について説明する。

令和4年8月17日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ送付された本件国葬儀に係るメールには、国作成の「参列者の推薦について」と題する書面が添付されてお

り、被推薦者には、指定都市の長及び同議会議長との記載があったほか、メール本文には全国市長会より、指定都市市長全員が参列推薦されるとの連絡があり、全市長を推薦すること、出欠については事前に送付される案内状で回答をする旨、記載があった。

令和4年8月30日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ、本件国葬儀の主催者は政府ということ、指定都市20市の推薦主体は総務省とのこと、また、案内状については、9月2日か9月5日に配付され、指定都市市長の案内状は、全国市長会総務部が各市の全国市長会の窓口を担当している部署に郵送することについて連絡があった。

令和4年9月9日に市東京事務所へメールにて、全国市長会総務部名、各市長秘書御担当者宛て「故安倍晋三国葬儀の参列について（依頼）」が、案内状サンプル及び参列回答票（エクセルファイル）とともに送付がされた。依頼文には、「内閣総理大臣より、来る9月27日（火）に開催される標記葬儀の案内状が届きましたので、本日、郵送させていただきます。つきましては、参列の可否につきまして、添付エクセルファイルの参列回答票にて、9月14日（水）までに御回答くださいますよう、お願い申し上げます。」という記載があった。サンプルの本件国葬儀に関する国からの案内状には、「謹啓 故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます 敬具」、「日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時」、「場所 日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっていた。また、添付された御留意事項というものには、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されている。また、メール本文には総務省より案内状を受領し、速達・簡易書留にて郵送した旨、記載があった。

令和4年9月12日に全国市長会を通じて速達にて案内状を受領し、出席する旨を9月14日に参列回答票をメールにて回答した次第である。

続いて、議長への案内について説明する。

令和4年8月17日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに「内閣府故安倍晋三国葬儀事務局から、令和4年9月27日（火）に行われる国葬儀について参列者を推薦依頼があり、政令指定都市の議会議長（20市）については本会にて取りまとめを行うこととされている」との記載があり、参列者推薦名簿が添付されており、同推薦名簿をメールで令和4年8月18日午後5時までに提出するよう依頼があった。また、総務省から政令指定都市の長及び同議会議長、各20名が参列対象となっていること及び内閣府から準備を進める都合上の事務的なスケジュールなどについて記載があった。

なお、令和4年8月18日に全国市議会議長会宛てにメールで参列者推薦名簿を送付した。

続いて、令和4年9月6日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに、総務省から、「内閣府事務局から連絡があり、最速で9月7日（水）に当省に案内状が届く予定である」旨の記載があった。なお、令和4年9月7日に案内状が届いた連絡はなかった。

令和4年9月9日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに、「故安倍晋三国葬儀に関し、参列対象者宛ての案内状を総務省経由で内閣府から受け取りましたので、本日、郵送」する旨の記載があり、葬儀への出欠確認及び当日の緊急連絡先を令和4年9月13日までにメールで回答するよう依頼があり、同日、全国市議会議長会宛てにメールで出席する旨、回答した。

令和4年9月12日に届いた本件国葬儀に関する国からの案内状は、「謹啓 故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます 敬具」、「日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時」、「場所 日本武道館」と記載され、発信者は、「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっていた。また、添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。

続いて、本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務について説明する。

まず、市長の本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務についてであるが、本件国葬儀は閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で市長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、市長の出席は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為に当たると判断したものである。

具体的な手続としては、本件国葬儀は、政府が主催し、総務省より指定都市市長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから、公務として参列することを決定し、出席する旨、全国市長会宛て回答した。また、当日は公用車で随員と都道府県会館に集合し、本件国葬儀へ参列をした。

議長の本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務について説明する。

本件国葬儀は閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、議長の出席は、議会の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上儀礼の範囲にとどまると判断をしたものである。

具体的な手続として、本件国葬儀は、政府が主催し、総務省より指定都市議長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから、議長公務として参列することを決定し、出席する旨、全国市議会議長会宛て回答した。また、当日は公用車で随員と都道府県会館に集合し、本件国葬儀へ参列した。

本件国葬儀への出席に係る公費について説明する。

本件国葬儀に市長が参列した際に支出する公費は、市長及び随行者の旅費並びに人件費（時間外勤務手当）であるが、本件国葬儀当日の移動手段は公用車のみであったことから、旅費としての支出はなく、使用した公用車に係るガソリン代及び高速道路利用料金を支出する見込みである。案内状に添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」との記載があったことから、参列する際に交際費については支出していない。随員の人件費については、公務で出張した際の時間外勤務に対し、手続きに従って随員秘書及び運転手に合計1万5,336円の手当を支給した。市長及び随行者の公用車の使用に係る費用については、ガソリン代1,568円及び高速道路利用料金1,720円、合計3,288円の見込みである。

続いて、議長が出席したことにより支出される公費について説明する。

本件国葬儀に議長が参列した際に支出する公費は、議長及び随行者の旅費及び人件費（時間外勤務手当）であるが、本件国葬儀当日の移動手段は公用車のみであったことから、旅費の支出はなく、使用した公用車に係るガソリン代及び高速道路利用料金を支出する見込みである。なお、案内状に添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花は固く御辞退」と記載があったことから、葬儀等に係る交際費については支出していない。

随行職員の人件費については、公務で出張した際の時間外勤務に対し、手続きに従い随行秘書及び運転手に合計1万4,581円の手当を支給した。議長及び随行者の公用車の使用に係る費用については、ガソリン代1,034円及び高速道路利用料金960円、合計1,994円の見込みである。

公費支出に係る手続きについて説明する。

まず、人件費（時間外勤務手当）についてであるが、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年11月20日条例第29号）第9条の規定に基づき、正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、その勤務時間に応じて時間外勤務手当が各所属の予算より支給されるが、9月27日の時間外勤務手当については、川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年10月15日）第2条により10月21日に支払われた。なお、経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務は総務事務センター室長が行った。

続いて、公用車使用に係るガソリン代については、川崎市特定物品等契約事務取扱要綱の規定に基づき、財政局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者から、あらかじめ決定した単価に基づき納品を受け、翌月以降にその者から受けた請求に基づき支払われる。事務の執行に当たっては、川崎市金銭会計規則第3条の規定に基づき、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行う。なお、令和4年9月1日から9月30日に給油したガソリン（レギュラー）の単価は1リッター当たり155円（税抜き）であることから、本件国葬儀への参列に係るガソリン代は合計で2,602円の支出見込みである。

公用車使用に係る高速道路利用料金は、庁舎管理課にて契約しているETCカードのその月の使用分について、翌日に首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社からの、それぞれの請求に基づき支払われる。事務の執行に当たっては、金銭会計規則第3条により、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行う。なお、本件国葬儀への参列に係る高速道路利用料金は、合計で2,680円を支出する見込みである。

続いて、本件国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性及び不当性について、説明をさせていただきたい。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する（地方自治法第2条第2項）とされているところ、地方公共団体は、社会的実体を有するものとして活動するものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（地方自治法第1条の2第1項）などに照らすと、地方公共団体の長等が各種団体等の主催する会合に列席することも、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすることと客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当であるということで、最高裁平成18年12月1日の判決がある。

本件についてみるに、本件国葬儀は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣の案内に応じて国の儀式に出席することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為といえ、また、国との良好な関係を保ち、国との信頼関係の維持増進に資するも

のであるということが出来るから、地方公共団体の事務に含まれるものであって、本件国葬儀に市長及び議長が出席したことは違法又は不当とは言えないと考えている。

この点について、本件国葬儀には、各都道府県の知事及び議長並びに各指定都市の市長及び議長が多数出席していることからしても、本市の市長及び議長の対応が不合理であったとは言えないことは明らかである。

そして、本件国葬儀への出席に伴い、上記の費用を支出することは、必要な額の範囲内であることに照らせば、違法又は不当な財務会計行為に当たるものではないと考えている。

以上のことから、市長及び議長の本件国葬儀への出席及び本件公金の支出は違法又は不当ではないと考えている。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。